

はじめに

平成22年4月1日に施行された改正土壤汚染対策法によって、要措置区域又は形質変更時要届出区域(以下「要措置区域等」という。)から汚染土壌を搬出する者は、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、管理票を交付しなければならないこととされました。

また、平成29年5月19日に土壤汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、新たに飛び地間移動や区域間移動などの制度が追加され、平成31年4月1日より全面施行されました。

2 土壤汚染対策法の概要

(1) 土壤汚染対策法の概要

調査

- ① 有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき(第3条)
 - 操業を続ける場合には、一時的に調査の免除を受けることも可能(第3条第1項ただし書)
 - 一時的に調査の免除を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、都道府県知事の命令を受けて土壤汚染状況調査を行うこと(第3条第7項・第8項)
- ② 一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)
 - 3,000㎡以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行うこと
 - 土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前に調査を行い、届出の際に併せて当該調査結果を提出することも可能(第4条第2項)
- ③ 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第5条)
- ④ 自主調査において土壤汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できる(第14条)

①～③においては、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事に報告

土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合

区域の指定等

- 要措置区域(第6条)
汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
 - 土地の所有者等は、都道府県知事の指示に係る汚染除去等計画を作成し、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告を行うこと(第7条)
 - 土地の形質の変更の原則禁止(第9条)
- 形質変更時要届出区域(第11条)
汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む)
 - 土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届出を行うこと(第12条)

汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除

汚染土壌の搬出等に関する規制

- 要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壌の搬出の規制(第16条、第17条)
(事前届出、計画の変更命令、運搬基準の遵守)
- 汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務(第20条)
- 汚染土壌の処理業の許可制度(第22条)

その他

- 指定調査機関の信頼性の向上(指定の更新、技術管理者^{*}の設置等)(第32条、第33条)
 - 土壤汚染対策基金による助成(汚染原因者が不明・不存在で、費用負担能力が低い場合の汚染の除去等の措置への助成)(第45条)
- (※) 指定調査機関は技術管理者を置く必要があり、この者の指導・監督の下、調査を実施する。技術管理者は国家試験に合格し一定の実務経験を有する必要があり、資格更新のため更新講習を修了することが必要